



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2018/9/3

NO.284 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

「困った」とさは、民商へ相談を！

先週、竹内会長と
県連青木事務局長は、
会員さんや会外の方
への訪問活動に取り
組みました。



◆飲食業などを営んでいるお店を訪問し、「困ったときは相談にのります」などと声をかけ、民商の話をしながらパンフレットや商工新聞を直接本人に渡し受け取つてもらいました。

◆会員Aさんの仲間Bさんが「悩んでいる。どうしたらよいだろう」、「それなら民商へ行つてみよう」と、以前AさんはBさんを民商へ連れてきて相談を受けました。Aさんを訪問し、「Bさんは、いろいろ悩んでいるみたいだ。私の方からBさんにいつでも民商へ行つてみなよと話しておくよ」と、AさんにはBさんへ民商の資料などを届けてもらつことにしました。

皆さんのがわりで、税金・経営・くらしなどで困っている方がありましだう、民商を紹介ください。

来年の申告に向けて、記帳はしていますか？



最近少し涼しくなつてきましたが、早くも8月が終わろうとしています。売り上げや経費の記帳は進んでいますか？

所得の計算をするには、総収入金額と必要経費の額を計算しなければなりません。正確な所得計算をするためには、日頃からの心がけが大切です。請求書や領収書、レシートなどを保存しておきましょう。レシートなどがない場合は、入出金伝票などを使用し自分で記録しておくようにしましょう。これらは大切な資料となるものです。

「税務署に行つてしまた。無事終わった」

平成29年分の確定申告で、不動産収入があつたが申告もれだつたため、税務署から連絡がきた会員さんがいました。「帳面などみせてほしい」と税務署から言われ、驚いた会員さんは民商へすぐ連絡をしました。県連青木事務局長が、この会員さんの帳面などを確認したところ、きちんと記帳、計算、資料の整理などがされていました。後日、本人が直接税務署へ行き、不動産収入を計上した申告書を提出し終えました。

★帳面の記帳や領収書などの整理はとても大切です。

★もし税務署から連絡がきたら、すぐ民商へ連絡をお願いします。

9条改憲 NO! 学習交流集会

一情勢を学び、秋のたたかいへ!

講演 渡辺 治さん 一橋大学名誉教授



「安倍9条改憲の危険性と発議阻止にむけたたかい」
—朝鮮半島情勢の激変、参院選を見据えて



とき 9月 1 日 土

13:30 - 16:15 (予定)

ときメッセ

国際会議室（マリンホール）

9月の無料法律相談

日時

9月 19 日（水）午前 10 時 30 分から

会場

村上民商事務所

弁護士

小淵真理子弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。